企業利益と課税所得の概念と調整関係の今後の方向性

小 林 裕 明

はじめに

近年、国際財務報告基準(IFRS)へのコンバージェンスを志向する企業会計基準の累次の制定・改正が行われており、すでにわが国の会計基準は、欧州証券規制当局委員会から「全体として IFRS と同等」と評価されている。現在、平成23年6月まで IFRS との既存の重要な差異についてコンバージェンスを完了させる予定となっている。

一方、我が国法人税法は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」(法人税法 22 条 4 項、以下「法」と略す。)に従って算定された利益を基に、税法固有の申告調整(「別段の定め」として法人税法上に規定)を行うことにより課税所得を算定しているため、会計基準の動向いかんが調整計算の内容を左右している。

最近では、IFRS の直接適用(アドプション)へと傾斜し、企業会計審議会が公表した中間報告書(平成 21 年 6 月) $^{(1)}$ によれば、平成 22 年 3 月期からの IFRS 任意適用、及び平成 24 年を目途に IFRS の全面適用の可否判断を行うこととされている。

IFRS の適用に当たり、上記中間報告書においては、当面、上場企業の連結財務諸表を対象とする「連結先行」の考え方が示されたところ、さらに連結と単体を分離する「連単分離」という議論も浮上しており、個別財務諸表への日本の会計基準の適用、あるいはIFRS との選択適用などが想定されている。⁽²⁾会計基準を巡るこれらの環境変化は、税務との調整を今後一層困難にしていくと予想される。

本稿では、企業会計上の利益(以下「企業利益」)と課税所得の概念をとらえながら、両者の相違及びその差異が増幅している様相について概観していきたい。また、我が国の税法会計は、確定決算において機関承認された利益を用いて税務申告を行う(確定決算主義、法74条1項)が、その意義を確認しながら、企業利益と課税所得の調整関係と確定決算主義の今後のあり方について考察していきたい。

^{1 『}我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』(平成21年6月)

² 前掲『中間報告』二2 (3) 「⑤ 個別財務諸表の取扱い」参照

なお、個別開示の廃止や単体固有情報の連結への注記という考え方から、単体情報の維持・継続まで様々な意見がある。(小宮山賢「IFRS を巡る最近の状況から」税経通信、平成22年7月号参照)

1 企業利益と課税所得の概念の相違

(1) 益金の認識と範囲

納税者は、法律で定められた課税要件に従って税額を算出し、申告・納付することによって納税義務を履行するから、課税標準としての所得には、国(その代行者である課税庁)との事後的な紛争を防止するために、客観性や検証可能性の要件を具備する必要がある。

法人税法上の所得計算においては、目的物の引渡しや役務の提供とそれに伴う代金請求権が確定する事実をとらえて益金を計上する(権利確定主義)のであり、その点、企業会計上の実現主義と差異はない。すなわち、収益(益金)の認識を販売時点に求めることにより、取引当事者の合意に基づき形成された客観的な価格で取引が行われ、証拠書類の保存とともに記帳され事後的に検証可能となるという点で、制度的な要請を満たす。

所得は、経済的な利得であり、そこから計算される税額に相当する支払いが現実的に可能となる、すなわち担税力を有するものである。貨幣性資産の流入は、担税力が増加する事象ととらえられるから、財貨を販売し対価として貨幣性資産の現実的受領又は受領する権利を取得する時点(実現時点)で所得を認識することが合理的である。逆に、貨幣性資産の流入のない場合には潜在的に経済的な利得があったとしても、所得として実現していないと考えられる。法は、資産評価益の計上を益金不算入としている(法 25 条 1 項)ことからも、原則的には所得に担税力の具現である貨幣性資産の流入を求めている。

ただし、貨幣性資産の流入を伴わず益金を計上する場合がみられる。その具体例として、第一には、市場において同種・同価格のものを即時に売買可能とする特性を有する金融商品については、売却・実現という行為によって含み益の期間帰属を任意に選択することが可能となる $^{(3)}$ ことから、時価の変動をとらえて所得を認識することが合理的である。法は、売買目的有価証券のほかデリバティブ取引について時価評価損益を所得に算入することを規定している(法 61 条の $3\cdot1$ 項、法 61 条の $5\cdot1$ 項)。

第二には、貨幣性資産の流入を伴わない無償による資産の譲渡又は役務の提供によっても、正常な対価で取引を行った者との均衡を図るため、益金を認識することが創設的に規定されている(法 22 条 2 項)。 (4) ここに、無償譲渡による資産の譲渡となる取引には、金銭の形態によらず経済的価値が相手方に移転する場合が含まれると解されており、子会社の第三者割当増資を関連会社が引き受けることにより、関係会社間の意思の合致の下で子会社の株式が表章する資産価値を関連会社に移転したケースを、益金を認識する「取引」と認定した事例がある(最高裁平成 18 年 1 月 24 日判決)。

(2) 包括的所得概念と所得計算方式

法人税法の所得は、担税力を有する経済的利得はすべて所得を構成するという包括的所得概念に立

³ 債券先物取引で、同数量・同金額の売建玉と買建玉を設定し、損失の出た建玉を先に手仕舞いして損失を確定するなど、課税の繰延べにも利用が可能である(中里実「法人税における時価主義」(金子宏編『租税法の基本問題』463ページ (有斐閣、平成19年)所収))。

⁴ 金子宏『租税法 第14版』 257ページ (弘文堂、平成21年4月)

脚している。これによれば、課税所得を構成するのは、経常的に発生する経済的利得だけではなく、一時的・偶発的に発生する経済的利得も含まれる。また、違法所得についても、当事者間において契約・合意がなされ現実の収入の授受がある限り、課税所得を構成する(最高裁昭和 46 年 11 月 9 日判決)。 (5)

所得の範囲として、広範な所得を包含することを説明する概念として純資産増加説が挙げられる。 純資産増加説は、一定期間における純資産の増加分から自己資本内部の変動取引である資本等取引を 除いた部分を所得とする。⁽⁶⁾これは、経常的所得と臨時的所得とを併せて純資産の増加要因として 包含させる包括的所得概念を説明する考え方である。

しかしながら、法人税法の所得計算の方法は、「内国法人の各事業年度の・・・益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする」(法 22 条 1 項)と規定されており、収益から費用を差し引いて利益計算を行う損益法と同じ思考である。資産評価についても、純資産の増加に当たる評価益の益金不算入が規定(前述)されており、個別評価金銭債権の貸倒見積額(法 52 条 1 項)、棚卸資産に対する低価法の適用(法人税法施行令 28 条 1 項 2 号、以下「令」と略す。)・災害等による評価替(令 68 条 1 項 1 号)、有価証券の強制評価減(令 68 条 2 項)、償却性固定資産の災害等による評価替(令 68 条 1 項 3 号)等の規定を除いては、取得原価評価が維持されている。つまり、期末資産評価に基づく評価損の把握という財産法的思考が一部見られるものの、税法の所得計算方法としては損益法を基調としており、後述の資産・負債アプローチに基づく利益の計算方法とは異なっている。

(3) 概念フレームワークにおける利益概念

会計基準の基礎概念は、「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」(以下、「概念フレームワーク」という。)において整理されている。概念フレームワークは、企業会計基準委員会の討議資料という形式で2004年7月に公表され、その後国内外の意見を取り入れた検討や海外の会計基準の設定動向を踏まえ、2006年12月に改訂・公表されている。「概念フレームワーク」は、「企業会計(特に財務会計)の基礎にある前提や概念を体系化したもの」(前文)であり、「将来の基準開発に指針を与える役割を有する」(同)ものと位置付けられるから、これに示される利益概念を概観していきたい。「「

「概念フレームワーク」は純利益及び包括利益という二つの利益概念を説明している。純利益は、「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分」(3章9項)と定義される。ここに、投資の成果がリスクから解放されるのは、「投資にあたって期待された成果が事実として確定すること」(4章57項)をいう。

⁵ 利息制限法の制限超過の利息・損害金が支払われても、法律上は残存元本の充当に当てられるものであるが、当事者間において約定の利息・損害金として授受され元本に充当されない取扱いがされている以上、現実に収受された約定の利息・損害金の全部が貸主の所得として課税の対象となると判示している。

⁶ 武田隆二『平成 15 年版 法人税法精説』第4章参照(森山書店、平成15年9月) なお、裁判例(最高裁昭和40年4月9日判決)においても、この概念を用いて所得を説明した事例がある(佐藤英明『スタンダード所得税法』6ページ(弘文堂、平成21年1月)。

⁷ 本稿では、課税所得との対比の上で、個別財務諸表上の利益を想定し、連結の概念を捨象して参りたい。

これを事業投資と金融投資とに区分して考えると、「事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の投資を獲得したとみなすことができるときに、投資のリスクから解放」(同項)される。これは、「非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実に裏付けられた成果」としての実現利益を含む概念と考えられる(4章58項)が、「どのような事象をもって独立の資産を獲得したとみるかについては、解釈の余地が残され」(4章57項)ており、多様な種類の経済取引に適用する際、事例ごとに判断するものと考えられる。

一方、金融投資については、投資の目的が保有資産の値上がりを目的としており、「金融投資に生じる価値の変動は(が)、そのまま期待に見合う事実として、リスクから解放された投資の成果に該当する」(4章57項)とされる。短期的な価格変動による利ざやの獲得を目的に保有する金融商品については、売却に事業上の制約がない限り、時価変動に応じて投資の成果がリスクから解放されているとみることができる。

以上から、純利益は事業投資と金融投資を包括して、投資の成果がリスクから解放された時点をとらえて利益を認識するものであり、従来の実現概念のように貨幣的資産の取得を必ずしも要件としていない。⁽⁸⁾

一方、包括利益は、「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分」(3章8項)⁽⁹⁾と定義されており、端的には、「資本等取引によらない1期間の企業の持分(純資産)の変動」⁽¹⁰⁾を表す。包括利益の表示の必要性については、「期中に認識された取引及び経済的事象(資本取引を除く。)により生じた純資産の変動を報告」することにより、企業全体の事業活動や貸借対照表との連携をより明確化することによって、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高めることを目的としている。

包括利益は、純利益及び純利益以外の構成要素である「その他の包括利益」を包含する概念である。ここに「その他の包括利益」とは、「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分」⁽¹²⁾を表すことから、端的には1期間の純資産の変動のうち投資の成果がリスクから解放されていない部分である。その内訳としては、「その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定」⁽¹³⁾が例示されている。

⁸ なお、「『投資のリスクからの解放』という概念は、・・・(広義の) 『実現』概念(『実現可能概念』、収益認識の適格事象をとらえて計上 注:筆者)と基本的に同一の概念と考えてよい。」との指摘がある。(斎藤静樹編著『詳解 討議資料財務会計の概念フレームワーク (第2版)』第6章 148ページ (中央経済社 平成19年12月))

^{9 『}包括利益の表示に関する会計基準』(平成22年6月30日)においても、「ある企業の特定期間の財務諸表において 認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」と同様の 定義がされている。

¹⁰ 前掲『詳解 討議資料財務会計の概念フレームワーク (第2版)』第6章137ページ

¹¹ 前掲『包括利益の表示に関する会計基準』第21項

¹² 前掲『包括利益の表示に関する会計基準』第5項

¹³ 前掲『包括利益の表示に関する会計基準』第7項

(4) 企業会計上の資産概念と課税所得

特殊な無償譲渡の事例や金融取引を除いて、主たる事業活動を想定する場合、課税所得の担税力を表示するのは、貨幣性資産の裏付けのある実現利益であり、一般的に販売時点をとらえて権利確定を認識するのも、客観的で事後的に検証可能な性質が制度的な執行可能性を満たすためである。

これに対し、包括利益は、(資本取引によらない) 一定期間の純資産の増分を表す。純資産は、資産と負の資産である負債との差分であるから、資産の構成と測定の内容と結び付く。「概念フレームワーク」では、資産は、「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」(3章4項)と定義される。その測定値としては、(1)取得原価(以下、「4章 資産の測定」の項目)、(2)市場価格(再調達原価(2-b-①)、正味実現可能価額(2-b-②)等)、(3)割引価値(利用価値(3-a-①)、時価又は公正評価額(3-a-②)等)があり、評価において資産の属性に応じた測定値が付される。資産の期末評価においては、資産の回収可能性が考慮される。金銭債権は回収不能額である貸倒見積額を控除して表示 (14) され、市場で売却を予定している棚卸資産は回収可能性を表す正味売却価額(正味実現可能価額)で期末評価 (15)し、事業用固定資産については減損の兆候が認められたとき、回収可能額(正味売却価額と将来キャッシュフローの現在価値のいずれか高い方)で評価 (16) する。回収可能性は市場価格と並列して割引価値が選択される。これは、将来の事業過程又は清算時点で獲得されるキャッシュフローによって資産を評価するものであり、将来、資産がリスクから解放され独立したキャッシュフローに転換した時点での価値で表されたものである。

一方、所得課税の世界では、将来的に獲得されるキャッシュフローの割引価値で測定された資産の変動をもって所得と観念しない。キャッシュフローの現実的な受領がなければ、担税力を有する課税所得を計上できない実体的な点もさることながら、将来、キャッシュフローの流出入(又はそれを授受する権利義務関係)があったとき、すなわち当事者の法的な債権・債務関係が確定した時点をとらえて、益金又は損金を認識するという税法の基本的な認識基準に馴染まないと考えられるためである。法人税法の実体規定としても、例えば、将来的な資産の収益性の低下を理由とする固定資産の減損処理は認められていない。(17)また、「金融商品に関する会計基準」の貸倒懸念債権の貸倒見積高の算定で認められているキャッシュフロー見積法(28項(2)②)に対応する、個別評価金銭債権の評価方法が、法人税法上規定されていない。(18)

回収可能額による評価にはまた、評価額に主観が介入することや算定が困難なことによる執行可能性の減退が挙げられる。特に、資産の割引価値は、長期間にわたる将来のキャッシュフローの予測及び割引率の選択に経営者の主観的判断要素が大きいことから、これを所得課税に取込むことは客観性・

^{14 『}金融商品に関する会計基準』14項、28項

^{15 『}棚卸資産の評価に関する会計基準』7項

^{16 『}固定資産の減損に係る会計基準』二1・2

¹⁷ 諸外国の税法にも減損の規定はない。我が国では、設備の旧式化による陳腐化償却(令60の2条)や固定資産の物理的減失(令68条)など、実体的に減価される事象の発生をとらえてのみ、資産価額の切下げや耐用年数の短縮が認められている。(齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、平成19年4月)

¹⁸ 個別評価金銭債権の貸倒引当金繰入限度額を規定する、法人税法施行令96条1項3号、4号には、貸倒実績法のみが規定されている。

確実性を重視するスタンスと相容れない。

(5) 利益と所得の乖離の増幅(調整の困難性)

企業利益と課税所得については、そもそも財務報告制度と課税制度の目的自体が大きく乖離したものであることが、両者の根本的相違を増幅させているものと考えられる。「概念フレームワーク」によれば、財務報告制度は、投資家の意思決定に有用な情報の提供、すなわち「投資のポジションとその成果を測定して開示すること」(1章2項)を主目的とし、そのために、過去の投資成果という意味だけでなく、「企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測」に資するための利益情報や、「利益を生み出す投資のストック情報」を開示している(1章3項)。一方、企業の利害関係者との利害調整や、配当可能利益や課税所得の算定等の政府規制のための利益情報の利用は、副次的な目的として位置付けられている(1章11項)。従前より制度会計としての三制度(金商法会計、会社法会計及び税法会計)が利益の算定を基礎に緊密な連携を取りながら、分かちがたく結合していたいわゆる「トライアングル体制」の関係は、その前提とする制度目的の遷移により結び付きが薄らいでいる。

これに対し、法人税法は、課税の適正・公平の見地から担税力ある所得の計算を目的とするところ、税制調査会法人課税小委員会報告(平成8年11月)において、「今後とも、商法・企業会計原則に則った会計処理に基づいて算定することを基本としつつも、適正な課税を行う観点から、必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理とは異なった取扱いとすることが適切」(第1章四.3.(ウ))という方向性が明らかとなっている。しかし、現実の税制改正は、会計基準の新設・改正と軌を一にする改正と、税法独自の改正とに対応が分かれている。

前者は、「金融商品に係る会計基準」制定後の売買目的有価証券の時価評価差額の損益処理(平成12年度改正)、「棚卸資産の評価に関する会計基準」制定後の後入先出法の廃止(平成21年度改正)等である。一方、後者としては、「固定資産の減損に係る会計基準」の制定、「企業結合に係る会計基準」の改正における原則パーチェス法適用については、対応する改正がない。また、平成10年以降、課税ベースの拡大を企図して引当金制度が段階的に廃止されている。さらに、耐用年数の短縮・残存価額の廃止・250%定率法の導入に係る減価償却制度の改正(平成19年度改正)については、設備投資の促進という政策的観点から企業会計と異なる処理を志向している。

このように、税制自体は会計基準の新設・改正に一貫して歩調を合わせるような対応を取っている わけではないことから、今後のコンバージェンスの進展、さらにはIFRSの適用の局面を見据えた場合、 課税所得と企業利益の差異は一層拡大し、両者の調整がますます困難になっていくものと推察される。

(6) 小括

本節で企業利益と課税所得の内容を概観したが、我が国の企業会計が、国際的基準との収れん及び 意思決定有用性の追求に舵を切って以来、依拠する制度の目的の違いから両者の方向性が大きく反れ ている。また、利益の算定についても、資産・負債アプローチを基本概念に据え、従来の実現概念と は一線を画した「リスクからの解放」という概念を用いて認識し、さらにおよそ課税適状にない「そ の他の包括利益」を組み込んだ包括利益計算書を開示することとなるなど、実体的にも調整をますま す困難にする状況へ向かっていると思われる。IFRS が個別財務諸表へ適用される局面となると、より一層拍車がかかるものと予想される。

次節においては、その調整の方向性について、確定決算主義を取り上げて概観したい。なお、個別の項目について、利益と所得の間にいかなる差異が生じ得るのかは重要なテーマであり、機を改めて 論じたい。

2 企業利益と課税所得の調整の方向性

(1) 確定決算主義の意義

法人税法上の課税所得は、株主総会等で機関承認された財務諸表上の利益をベースに所要の調整を施すことで算定される。内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、所轄税務署長に対し、確定した決算に基づき所得(又は欠損)金額、法人税額等を記載した申告書を提出するものとされる(確定決算主義、法74条1項)。

確定決算主義は、次の3点を内容とすると説明されている (19)。すなわち、第一に、会社法上の確定決算に基づき課税所得を計算し申告すること。第二に、課税所得計算において、決算上、費用又は損失として経理(損金経理)されていることを要件とすること。 第三に、法人税法上の別段の定めがなければ、「一般に公正妥当な会計処理の基準」に従って計算(法 22 条 4 項)することである。

確定決算主義は、「商事財務諸表と税務財務諸表の2つの作成を要しないという(所得計算上の注: 筆者)便宜性」(形式的意義) (20) を第一義としているが、「商事上の利益を増加させ税務上の所得を 縮小させるという企業の恣意的な利益計算を抑制する機能を有している」(実質的意義) (21) ことが重 要である。すなわち、企業会計の立場からは利益は多いのが好ましく、税務の立場からは課税所得は 下降的に見積もるのが望ましい傾向があることから、両者を関連付けることにより、「利益(所得) 計算の真実性や確実性の保証にも役立つ」(22) こととなる。

(2) 米国における利益と所得の調整の動向

企業会計上の利益と課税所得の算定が別個の制度として独立しているといわれる米国においても、課税所得と企業利益との間の乖離が拡大することについては、特にエンロンの破綻事件を契機として、疑問が呈されている。エンロン社は、1996 年から 99 年までの間に、連結財務諸表上約 23 億ドルの利益を計上しながら、連結納税申告書では約 30 億ドルの損失が計上されていたことが、上下院への提出資料により明らかになったとの指摘がある。 $^{(23)}$ また、課税所得と企業利益の乖離の拡大傾向は、90 年代後半にタックスシェルターの拡大により特に顕著となり、96 年の 925 億ドルから 98 年 1,590 億ドルに増加し、この増加額のうち 436 億ドルが法人税目的で申告所得がない法人に帰属すると明らかにした研究があるとの指摘がある。 $^{(24)}$

¹⁹ 前掲「税制調査会法人課税小委員会報告」(平成8年11月)第1章四.3.(ア)

^{20~22} 品川芳宣「企業会計基準のコンバージェンスと法人税法の論点」企業会計、61巻4号(平成21年)

²³ 川田剛『会計と税務のズレ』168ページ 千倉書房、平成22年5月

財務会計と税務会計とが別個分離して各別の目的に応じた運営を行う結果として、公開財務諸表上で多額の利益を計上する一方で税目的では多額の損失を計上し繰越欠損金を蓄積していくというような状況が見られている。これは、企業会計は利益を高水準にみせかけながら、税務は所得を低廉に抑える処理方法を選好した結果であると推察される。

米国では、エンロン事件の粉飾決算を機に、企業会計上の利益と課税所得との差異に説明を求める動きが強まった。その手段として、従前より、税務申告書に添付が要求されていた別表(Schedule M-1)を改正し、差異の発生原因をより詳細に説明する Schedule M-3 の作成が 2004 年より義務付けられた。 (25) Schedule M-3 は、総資産額 1,000 万ドル以上を有する法人の全世界連結純利益から、単体の課税所得を導出する一覧表である。 Schedule M-3 の導入は、「税務行政の効率化」のため (26) と説明されるが、利益と所得との因果関係について、納税者に説明責任を負担させるものととらえることができる。

米国の動向から想起されるのは、企業利益と課税所得との関連性が強く要請されることである。別個の制度として運用され異なる基準に基づく独自の処理を採用するとしても、同一の取引を対象とする以上、基本的には同一の事実認識で処理が行われなければならない。両者の計算過程は別個であっても、その差異について明確な形で把握し一定の牽制関係を求めることによって、粉飾利益の計上や過度に保守的な経理による所得の抑制が防止できると期待される。これは、我が国の確定決算主義のあり方とも通じる面があると思われる。

(3) 確定決算主義といわゆる「逆基準性」

法人税が企業会計に及ぼす影響は、税効果会計の導入により、当期純利益と課税所得との一時差異が解消される年度まで、当該年度の税額が繰延税金資産・負債の項目で貸借対照表上計上される。したがって、各別の所得項目の差異ではなく税額という集約された形で、法人税等の将来的なインパクトが表示される。

一方、税務の側からすると、当期純利益を起点として、法人税申告書別表4において別段の定めに基づく申告調整が行われる。すなわち、損金算入・不算入項目及び益金算入・不算入項目を当期純利益に加減算することにより課税所得を算出する。これは前述のとおり、確定決算で会社の機関決定をした決算数値を課税の基礎とするものである。

確定決算主義は、所得計算の真実性や確実性の確保といった実質的意義を期待し得るが、これを担保するのが「損金経理要件」(法2条25号)である。損金経理は、減価償却の償却限度額計算(法31条1項)、貸倒引当金の繰入限度額計算(法52条1項)、国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮限度額計算(法42条1項)等の損金算入額を制限する規定に見られる。確定決算で選択した計算方法を法人の確定的な意思として、所得計算に反映させるものである。

損金経理要件は、上記の償却限度額計算のように、対外的な取引関係を伴わない内部的な計算につ

²⁴ 永田守男『会計利益と課税所得』88ページ 森山書店、平成20年10月

²⁵ 前掲川田 170~173ページ、永田第5章

²⁶ 前掲永田 139 ~ 141 ページ

いて、「法人の意思が作用する主観的なものであるから、法人の意思を最終的に確認する手段として、 損金経理を前提として損金算入が認められ、それ以外の会計処理による場合(申告調整等)には、損 金算入は認められない」⁽²⁷⁾とするものである。すなわち、一義的には、法人の主観による恣意的な 利益計算を抑制するものであり、確定決算の利益計算の過程で利益を多額に計上する方法を採用しな がら、申告減算によって課税所得を過少に計算するのを予防する機能が重要である。

これについては、税負担の観点から企業会計の計算方法に優先して税法に基づく処理方法を適用する、いわゆる「逆基準性」の問題が指摘される。これを、企業会計上、適正な期間損益計算の結果、費用が損金算入限度額を超える場合とその逆の場合に分けて考える。前者の場合、費用計上額を税法の基準に合わせ、損金算入限度額にまで抑制する処理を行うことが考えられる。例えば減価償却費は、限度超過額について損金不算入とし、以後の年度に繰越して「損金経理の額」とする処理(法 31 条 4 項)を選択 (28) することで、一時的な税負担を甘受して適正な期間損益計算を行うことが可能である。

一方、後者の場合、すなわち企業会計上の費用が損金算入限度額より少額である場合には、適正な期間損益計算を行おうとすれば、損金経理要件があるがゆえに税法で認められる限度額まで費用計上できない。そうすると、会計基準を離れて税法基準に合わせざるを得ないとの批判が生じる。損金経理要件を外せば、会計基準を適用した自律的な利益計算が可能となり、そこから申告減算を行うことも可能となれば、税負担に拘束されず経理の自由度が増すであろう。しかし、上記の損金経理要件の趣旨に照らせば、申告調整をみだりに許容することで、適正経理を行う制度的な担保が喪失し、確定決算主義の目的を達し得なくなることが懸念される。

税負担を度外視すれば一定の経理の自由は保持されているのだが、実務上は税法の強行法規性及び 税負担の重要性を考慮せざるを得ず、税法基準に引き寄せられるところに、確定決算主義に対する怨 嗟の源があると思われる。

ただし、おそらく「逆基準性」の批判の集中する減価償却制度に限局すれば、損金経理要件が税法の償却制度の趣旨に抵触しているのではないかと思われる。平成19年度の税制改正で導入された新減価償却制度は、企業の国際競争力を高める目的から、加速償却法(250%定率法)の導入、残存価額の廃止、法定耐用年数の短縮を内容とするものである。 (29) 減価償却は、会計上の原価配分手続であるが、固定資産の流動化あるいは投下資本の回収という効果を有する。新減価償却制度は、早期に償却を行うことにより設備投資の促進を税制面から支援するものであり、設備導入当初から多額の減価償却費を計上することは税制の意図するところである。

現状では、税法の償却方法は企業会計上容認されているものの、IFRS 適用によりこの方法が容認 し得ないという事態となった場合に、損金経理要件を残したままでは、税法の償却限度額まで償却費 を計上することができず、改正税制の政策的趣旨が没却されるおそれがある。

これは新減価償却制度が政策目的に傾斜し、「計画的、規則的」原価配分という期間損益計算的

²⁷ 品川芳宣「法人税の課税所得の本質と企業利益との関係」税大論叢 40 周年記念論文集、平成 20 年 6 月

²⁸ 貸倒引当金については、税務上洗替えを行うため、繰入限度超過による損金不算入額については、翌事業年度の益金 算入額の減少という形で反映される(法52条9項)。

^{29 「}平成19年度 法人の減価償却制度の改正のあらまし」国税庁

思考から離れたことに帰因するもので、会計と税務の乖離が顕著な例であるが、個別財務諸表への IFRS 適用の可能性が論じられているいま、個々の損金経理要件についてそれぞれの是非を検討しな がら、会計と税務の間を調整していく必要があると考える。

おわりに

企業利益と課税所得の乖離は、これまで概観してきた両制度の目的や基本とする計算構造の相違から、今後ますます増幅していくものと考えられる。貸借対照表の純資産と結合した包括利益という新しい概念が導入され、利益の外延が大きく拡大する中、調整項目が増大し計算が一層複雑になることが想起される。税法の立場からは、堅持すべき独自の法理・原則やその時々の政策的観点から税制改正が行われ、それらは必ずしもコンバージェンスの動向と軌を一にするものではない。しかし、乖離が広がったとしても、利益と所得の連関が切断されることは、米国の事例に鑑みても得策とは言えない。当面は、「当期純利益」をベースとした調整計算を行い確定決算主義を維持していくことになるであろう。

一方、近年のコンバージェンスの動向及び IFRS のアドプションに向けた検討は、その対象が上場企業に限られており、数の上では太宗を占める非上場・中堅中小企業への影響を遮断すべきとする議論は、引き続き重要な問題である。「連結先行」から「連単分離」という理念が台頭してくる中、課税所得計算と密接に結び付いた非上場会社向けの会計基準とのダブル・スタンダードとすることも現実的選択である。現下で最も進んだ検討としては、日本商工会議所等関係 4 団体による「中小企業の会計に関する指針」(平成 17 年 8 月)が発遣されており、同指針が非上場・中小企業の経理実務に対応し得るものか検証が行われるとされている。 (30) 一定のコンセンサスを得て成立した中小企業会計基準が、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に適合するものとして評価され得るかが今後の課題となるであろう。 (31)

本稿の執筆に当たり、法人税法における資産概念と時価評価、公正価値の適用というような問題については、端的に論ずべき項目ではなく、今後の研究活動を通じ、多くの事例に接しながら稿を改めて論及して参りたい。

³⁰ 品川芳宣「IFRS 導入と法人税法との関係」商事法務 1891 号、平成 22 年 2 月

³¹ 前掲金子 264 ページ参照

参考文献

日本公認会計士協会「会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」租税調査会研究報告第20号、平成22年6月

日本税理士連合会「企業会計と法人税制のあり方について」税制審議会答申、平成20年3月

斎藤静樹『会計基準の研究』中央経済社、平成21年2月

富岡幸雄『新版 税務会計学講義』中央経済社、平成20年2月

齋藤真哉「会計基準の国際化と税務会計 - 確定決算主義の再検討 - 」日本税務会計学会、平成22年

中田信正「会計基準の国際化と税務会計」日本税務会計学会、平成22年

坂本雅士「会計基準の国際的統合化と確定決算主義」日本租税研究協会『企業会計基準のコンバージェンスと会社法・法 人税法の対応』平成 22 年 2 月所収

税務会計研究会中間報告「企業会計基準のコンバージェンスと法人税の対応」前掲日本租税研究協会、平成 22 年 2 月所 収

齋藤真哉「IFRS 導入の確定決算主義への影響 – 損金経理の要件の廃止の必要性」税経通信、平成 22 年 1 月号

武田隆二「確定決算主義と会計基準」企業会計48巻1号(平成8年)

鈴木一水「会計基準の国際的共通化の法人税への影響 | 租税研究、平成 21 年 11 月

原省三「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」税大論叢 51巻、平成 18年6月

品川・多田・阿部「鼎談会 IFRS と税務」税務通信 64 巻 11 号 (平成 21 年)

荒井優美子「確定決算主義について(検証 IFRS の税務への影響) | 税務通信 64 巻 11 号 (平成 21 年)

大石・朝貝「減価償却に係る税務(検証 IFRS の税務への影響)」税務通信 64 巻 11 号 (平成 21 年)

148 小 林 裕 明

A Study on the Concept of Accounting Profit and Taxable Income, and the Policy for Their Coordination System

Hiroaki Kobayashi

This paper first refers to the key concept of accounting profit and taxable income. Taxable income is recognized at the time of realization because it should be bearable under tax burden and can legally settle an interest in related parties. Accounting profit, defined as 'comprehensive income', is recognized and measured as the amount of periodic increase in net assets. This major difference was caused by the paradigm shift, such as the main purpose of financial reporting system was converted into the decision usefulness.

This paper secondly clarifies the relationship between accounting profit and taxable income. Corporate tax law provides that taxable income is coordinated with annual closing profit based on GAAPs. Cumulative issuances of accounting standards for purpose of the global convergence brought difficulties in this coordination process. It might be more complicated when the IFRS is adapted to non-consolidated financial statements.

Thirdly, this paper suggests the recent policy for this coordination. With regard to US enforcement of the IRS, Schedule M-3, reported on the factors of variances between profit and income in detail, has been required to attach corporate tax returns amended after the 'Enron' incident. Taxable income should be chained to GAAP profit in order to secure both proper accounting and tax purposes, and the coordination system would play an important role in our tax system after the IFRS adoption.